

男女共同参画社会の実現

現状と課題

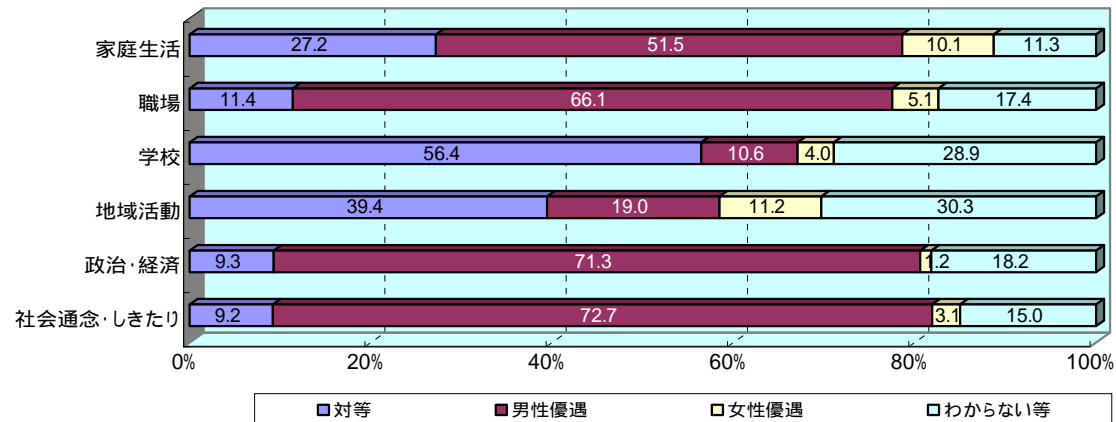
社会経済の成熟化にともない、近年様々な分野において、女性の役割が期待されています。国においても、女性の社会的、経済的地位の向上をめざし、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年には「男女共同参画基本計画」が閣議決定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた動きが具体化されました。

本市では、男女共同参画に係る事業を実施するための拠点として平成12年に「男女共同参画センター ウェーブ」を開館しました。

平成19年3月に、本市における男女共同参画社会の形成にむけて総合的な施策を推進するための指針となる「西宮市男女共同参画プラン」を策定しました。

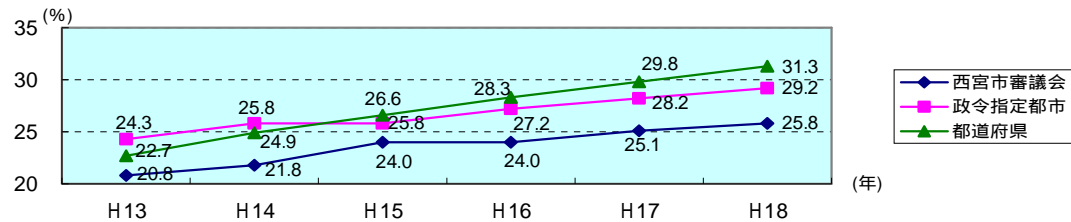
個人の生き方や価値観の多様化など、男女を取り巻く環境が変化するなか、人権を尊重し、性別に関わりなく個性や能力を發揮し、ともに支えあう男女共同参画社会形成のための環境づくりが求められています。

家庭・職場・学校・地域など各分野における男女の地位



平成16年度(2004年度)西宮市市民意識調査

審議会等における女性委員割合の推移



平成19年(2009年)版男女共同参画白書 西宮市資料

基本方針

男女が対等なパートナーとして、人権を尊重しつつ責任も分かち合い、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるよう、社会のあらゆる分野への活動に参画する機会を保障していくとともに、能力や個性を發揮できる環境づくりを進めます。

主要な施策展開

(1) 男女共同参画意識の醸成

社会の様々な分野に残る固定的な性別役割分担意識に基づく、社会の慣習・慣行の見直しを進めるため、ライフステージやライフスタイルに応じた学習機会の充実と多様な広報媒体を通じた広報・啓発活動に取り組みます。また、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの人権を侵害する行為については、防止に向けた啓発活動及び相談体制の整備・充実を図ります。

(2) あらゆる分野への男女共同参画の促進

「家庭」「職場」「学校」「地域」をはじめとするあらゆる分野において、男女がともに参画できる社会を実現するため、政策立案・意思決定の場への女性の参画を促進するとともに、事業主や団体、機関等への情報提供・啓発を行います。

(3) 男女共同参画を保障する環境の整備

育児・介護休業制度の普及・啓発やワークライフバランス(仕事と生活の調和)を促進する新たな就業形態の普及に向けた支援等を進めます。

市民一人ひとりの活動

あらゆる分野において、性別による固定的役割分担を見直す。

まちづくり指標

<指標の考え方>

性別に関わりなく、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会を実現するため、政策方針決定の場である審議会等への女性登用率を重点指標に設定します。また、多様な考えに基づいた、幅広い施策の展開につながる女性管理職の登用などに取り組みます。

重点	指標名	単位	現状値(H18)	目標値(H30)	指標方向
審議会等への女性の登用率		%	25.8	40.0	▲
		式	女性委員数 / 全委員数		
H30目標値の設定理由 国の基準を参考					
市の事務職の係長級以上にしめる女性の割合		%	10.6	15.0	▲
		式	係長級以上の女性数 / 全職員数(但し全て事務職)		
H30目標値の設定理由 国の基準を参考					
『「男は仕事、女は家庭」という考え方に(どちらかといえば)賛同しない』と答えた割合		%	56.3(H17)	60.0	▲
		式	アンケート結果		
H30目標値の設定理由 過去の調査結果より設定					

主な部門別計画

西宮市男女共同参画プラン 【総合企画局：平成19年4月～平成29年3月】